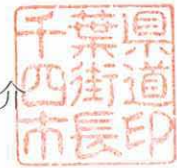


農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 5 項の規定により、地域計画を変更するので、同法第 1 9 条第 7 項の規定により地域計画（案）を公告し、次のとおり縦覧する。

なお、利害関係人は、地域計画（案）について意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 1 0 日

四街道市長 鈴木 陽介



1 縦覧に供する書類の名称

- （１）地域計画（鹿放ヶ丘地区、四街道北部地区及び四街道南部地区）
- （２）目標地図（鹿放ヶ丘地区、四街道北部地区及び四街道南部地区）

2 縦覧場所

- （１）四街道市役所地域共創部産業振興課
- （２）市ホームページ

3 縦覧期間

令和 8 年 9 月 1 0 日から令和 8 年 9 月 2 4 日まで

4 提出方法

意見書は、郵送、持参、電子メール又はファクスのいずれかの方法により、市産業振興課へ提出するものとする。